

## 令和3年度日進市男女共同参画あるある川柳及び標語審査等要項

日進市生活安全部市民協働課  
令和3年5月27日決裁

## 1 部門と賞

部門は①小学校の部②中学校の部とし、受賞者への賞は以下のとおりとする。

受賞者は、市長が表彰する。

最優秀賞	1点	賞状	記念品	(図書カード5,	000円分)
優秀賞	1点	賞状	記念品	( 〃	3,000円分)
佳作	2点	賞状	記念品	( 〃	1,000円分)

## 2 審査基準

男女共同参画社会に向けて、理解や啓発を深めるような作品とし、親しみやすく、受賞後に各方面にPRするにふさわしい作品とする。大前提として、男女共同参画の視点から、いかなる誤解や偏見も招かない作品とする。

## 3 審査方法 審査は2段階に分けて行う。

## ①第一次審査

男女平等推進審議会会長及び市民協働課共生共同係が応募作品の中から入選候補作品を選定する。選定数は各部門の応募作品数の一割程度を目安に、合計50点程度を上限とする。

## ②第二次審査

第一次審査を受けた入選候補作品の中から、各部門の各賞を選定する。審査は、令和3年度に開催する日進市男女平等推進審議会において行う。

部門毎に、各委員が入選に相応しいと思う作品を4点選び、その得票数をもとに、審議会の総意で最優秀賞、優秀賞、佳作を決定する。なお、各部門及び賞の受賞点数は予算内で増減することができ、採点は公開される。

## 4 入賞の取り消し

二重投稿や著しい類想類句が判明した場合、入賞を取り消す場合がある。

## 5 その他

この要項に定める他、作品の審査に関して必要な事項は、事務局（生活安全部市民協働課）および日進市男女平等推進審議会による協議によって定める。